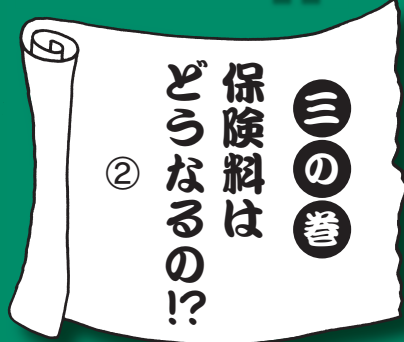


後期高齢者医療制度の保険料が決定しました!!

平成20年4月から

始まります!! 後期高齢者 医療制度



あなたの地区へ伺います!! —出前説明会—

保険料の額は決まりましたが、保険料の徴収一部凍結など、まだ正式決定していない部分もある後期高齢者医療制度。広報たこでは、今後もその制度内容をお伝えしていきます。

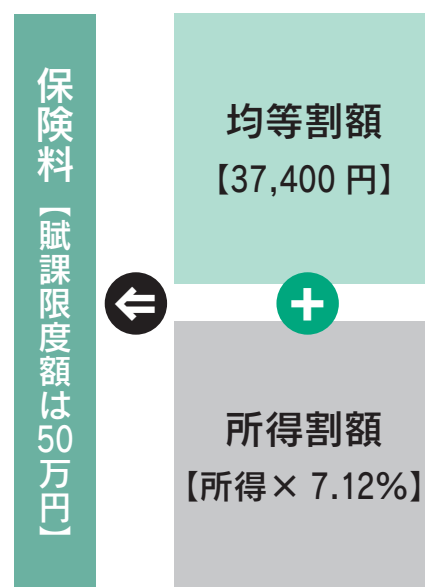
なお、この制度の詳しい内容の説明や疑問などにお答えする『出前説明会』を行っています。各地区の老人クラブをはじめ、小規模なグループでもお伺いしますので、お気軽に住民課国保年金係までご連絡ください。



- ①均等割額
応益負担と呼ばれるもので、個々の被保険者に等しく負担いただく額。
- ②所得割額
応能負担と呼ばれるもので、被保険者の所得に対して一定の率で負担いただく額。
- ③基礎控除額
町県民税や所得税を計算するときに、所得から一律差し引くことができる金額。
- ④広域連合
後期高齢者医療制度を運営する保険者。保険料の決定や医療を受けたときの給付などを行う。都道府県単位で設立されている。

保険料は個人単位で計算

保険料は「均等割額〔3万7、400円〕と「所得割額〔所得×7・12%〕を合計して、個人単位で計算されます。保険料の上限となる賦課限度額は、50万円です。



所得に応じた軽減措置

世帯の所得水準に応じ、保険料の均等割額が軽減されます。

世帯の総所得金額等 「基礎控除額(33万円)を超えない世帯」	「基礎控除額(33万円) + 24.5万円 × 世帯の人数(本人を除く)を超えない世帯」	「基礎控除額(33万円) + 35万円 × 世帯の人数」を超えない世帯	
均等割額 2割軽減	均等割額 5割軽減	均等割額 7割軽減	軽減内容

新たな保険料を全員が負担

老人保健制度では、被保険者が加入している医療保険にそれぞれが保険料(または国民健康保険税)を納付したり、社会保険などの被扶養者の方は保険料の負担が無かったりしましたが、後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりが新たな保険料を負担することになります。

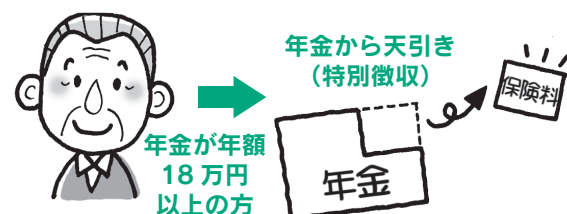


被扶養者の軽減措置

これまで社会保険などの被扶養者だった方は、保険料の所得割額の負担は無く、2年間、均等割額が5割軽減されます。
※なお、被扶養者の保険料については、国において徴収の一部凍結が検討されています。「平成20年4月～9月までの6ヶ月間は無料。10月～平成21年3月までの6ヶ月間は均等割額を9割軽減する」という内容です。正式決定した段階で、改めてお知らせします。

保険料は年金から天引き

保険料は、原則として平成20年4月の年金から天引きが始まります。【特別徴収】
ただし、年金の年額が18万円未満の方や、介護保険料と合わせた額が年金額の2分の1を超える場合は、年金から天引きされず、個別に納めることとなります。【普通徴収】



ケース別 保険料額(年額)の計算

ケース①

世帯の総所得が33万円を超えない、基礎年金受給者の方(基礎年金79万円)
※公的年金収入79万円⇒所得0円
■保険料の計算
【均等割額: 37,400円 × 0.3*】 + 【所得割額: なし】
= 11,220円
⇒ **11,200円/年** (100円未満切捨て)
*世帯の総所得等が33万円を超えない場合、均等割額は7割軽減

ケース②

厚生年金の平均的な年金額を受給している方(厚生年金208万円)
※公的年金収入208万円⇒所得88万円
■保険料の計算
【均等割額: 37,400円】
+ 【所得割額: (880,000円 - 330,000円) × 7.12%】
= 76,560円
⇒ **76,500円/年** (100円未満切捨て)
*所得割額を計算するときは、総所得金額から基礎控除額(33万円)を差し引く

ケース③

自営業者の子と同居している方(子: 所得200万円/親: 基礎年金79万円)
※公的年金収入79万円⇒所得0円
■保険料の計算
【均等割額: 37,400円】 + 【所得割額: なし】
= 37,400円
⇒ **37,400円/年**

●お問い合わせ
住民課国保年金係 ☎ 76-5405